

# 奈良市公報

号外第9号 令和3年6月条例等

令和4年6月20日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 条 例

月 日	番号	件 名	主 管
6 29	21	奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例	資産管理課
6 29	22	奈良市手数料条例の一部を改正する条例	保健衛生課
6 29	23	奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例	保護課
6 29	24	奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例	教育政策課
6 29	25	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	企業局下水道事業課

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
6 7	28	奈良市行政組織規則の一部を改正する規則	人事課
6 29	29	奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会規則を廃止する規則	資産管理課

### 公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
6 29	11	奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程	企業総務課

### 消 防

月 日	番号	件 名	主 管
6 25	2	平成4年奈良市消防本部告示第3号（喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周辺の区域の指定）の一部改正	消防局総務課

### 選 挙 管 理 委 員 会

月 日	番号	件 名
6 22	9	奈良市の投票区についての一部改正

### 正 誤 表

正誤表

**条**

**例**

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和3年6月29日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第21号**

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例  
奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。  
別表市長の部奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会の項を削る。  
附則  
この条例は、公布の日から施行する。

(令和3年6月29日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和3年6月29日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第22号**

奈良市手数料条例の一部を改正する条例  
奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。  
別表第107の4項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表第107の6項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表第107の8項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表第108の3項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表第108の4項中「第1条の5」を「第2条の3」に改め、同表第108の5項中「第1条の6」を「第2条の4」に改める。  
附則  
この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(令和3年6月29日揭示済)

奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。  
令和3年6月29日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第23号**

奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例  
奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第20号）の全部を改正する。  
(趣旨)  
第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）の設備及び運営の基準について定めるものとする。  
(定義)  
第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下「救護施設等基準」という。）において使用する用語の例による。  
(救護施設等の設備及び運営の基準)  
第3条 救護施設等の設備及び運営の基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、救護施設等基準の定めるところによる。  
(暴力団の排除)  
第4条 救護施設等は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(構造設備の一般原則の特例)

第5条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(職員の資格要件等の特例)

第6条 救護施設等は、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第7条 救護施設等(授産施設を除く。)は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(報告)

第8条 救護施設等は、処遇の向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりその処遇の状況、質の評価、改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第9条 救護施設等(宿所提供施設を除く。以下この条において同じ。)は、入所者への処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 救護施設等は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。
- 3 救護施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由(当該理由について検討した過程を含む。)、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。
- 4 救護施設等は、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。

(給食の特例)

第10条 救護施設及び更生施設は、給食の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(救護施設等基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、救護施設等基準附則及び救護施設等基準を改正する省令附則に規定する経過措置の例による。

(令和3年6月29日揭示済)

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第24号

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表小学校の部中奈良市立右京小学校の項を削り、奈良市立神功小学校の項を次のように改める。

奈良市立ならやま小学校
-------------

奈良市神功二丁目1番地
-------------

第2条の表中学校の部奈良市立平城西中学校の項中「奈良市立平城西中学校」を「奈良市立ならやま中学校」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和3年6月29日揭示済)

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第25号**

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2 奈良市公共下水道事業の部都市計画公共下水道事業の項中「320,650」を「320,664」に、「143,437」を「143,465」に改め、同表奈良市農業集落排水事業の部長引地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和3年6月29日揭示済)

**規 則**

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月7日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第28号**

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表健康医療部の部中

「 <table border="1"><tr><td>新型コロナウイルスワクチン接種推進課</td><td></td></tr></table> 」	新型コロナウイルスワクチン接種推進課		を
新型コロナウイルスワクチン接種推進課			
「 <table border="1"><tr><td>新型コロナウイルスワクチン接種推進課</td><td>総務係 集団接種係 個別接種係</td></tr></table> 」	新型コロナウイルスワクチン接種推進課	総務係 集団接種係 個別接種係	に改める。
新型コロナウイルスワクチン接種推進課	総務係 集団接種係 個別接種係		

第36条の5管理系の部分の第2号中「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を「新型コロナウイルスワクチン接種推進課」に改める。

第36条の6各号を削り、同条に次のように加える。

総務係

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの接種に係る計画の策定に関すること。
- (2) 新型コロナウイルスワクチンの接種に係る案内通知の発送業務等に関すること。
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種に係る費用に関すること。
- (4) 新型コロナウイルスワクチンの接種に係る広報に関すること。
- (5) その他新型コロナウイルスワクチンの接種に関すること（集団接種係及び個別接種係の主管に属するものを除く。）。
- (6) 課の庶務に関すること。

集団接種係

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの集団接種体制の整備に関すること。
- (2) 新型コロナウイルスワクチンの集団接種体制に係る医療従事者等の勤怠管理に関すること。
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種に係るコールセンター業務及び予約管理システムの運用に関すること。

個別接種係

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの個別医療機関接種に係る管理及び連絡調整に関すること。
- (2) 新型コロナウイルスワクチンの施設巡回接種に係る管理及び連絡調整に関すること。

附則

この規則は、令和3年6月8日から施行する。

(令和3年6月7日揭示済)

奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会規則を廃止する規則をここに公布する。  
令和3年6月29日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第29号**

奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会規則を廃止する規則  
奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会規則（平成28年奈良市規則第56号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年6月29日揭示済)

**公 営 企 業**

**奈良市企業局管理規程第11号**

奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和3年6月29日

奈良市公営企業管理者 池田修

奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（令和2年奈良市企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「おいて前号」の次に「及び次号」を加え、「取得」を「付与」に改め、同項第3号に後段として次のように加える。

この場合において、同一会計年度内に前2号の規定により付与した年次休暇があるときは、労基法第39条の規定により得られる日数から当該付与した日数分を控除した後の日数とする。

附則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

(令和3年6月29日揭示済)

**消 防**

**奈良市消防局告示第2号**

平成4年奈良市消防本部告示第3号（喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周辺の区域の指定）の一部を次のように改正し、令和3年7月1日から施行します。

令和3年6月25日

奈良市消防局長 東川洋志

本則の表中

「 阪原町 長尾神社	境内一円	(147)
------------------	------	-------

を

「 阪原町 長尾神社	境内一円 能舞台内	(147) (147の2)
------------------	--------------	------------------

に改め、同表に次のよ

うに加える。

下深川町 春日神社	境内一円 拝殿（舞台）内	(188) (189)
月ヶ瀬石打 八幡神社	境内一円 能舞台内	(190) (191)

喫煙、たき火等を制限する区域の細部記載図面に次のように加える。

次のよう略

(令和3年6月25日揭示済)

## 選挙管理委員会

### 奈良市選挙管理委員会告示第9号

奈良市の投票区について(平成9年奈良市選挙管理委員会告示第34号)の一部を次のように改正し、令和3年6月22日から施行します。

令和3年6月22日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 西久保 武志

第2投票区の項中「416番地の24」の次に「、418番地の3」を加える。

第5投票区の項中「40番地まで」の次に「、44番地の1」を加える。

第9投票区の項中「北市町」の次に「、油阪町(434番地)」を加える。

第10投票区の項中「1,462番地、」を削る。

第11投票区の項中「1,462番地、1,463番地の3、1,463番地の4、1,495番地の2」を「第10投票区に属する区域」に改める。

第13投票区の項中「388番地、389番地」を「第3投票区及び第9投票区に属する区域」に改める。

第14投票区の項中「32番地、34番地、37番地から40番地まで、45番地、47番地」を「第5投票区に属する区域」に改め、「高畑町(」の次に「246番地、250番地、」を加える。

第22投票区の項中「1,294番地」の次に「、1,300番地の1」を加える。

第72投票区の項中「1番地から」の次に「245番地まで、247番地から249番地まで、251番地から」を加える。

第78投票区の項中「472番地」の次に「、474番地の1から474番地の5まで」を加える。

第95投票区の項中「94番地」を「94番地の25」に改める。

第101投票区の項中「94番地、688番地」を「第95投票区に属する区域」に改める。

(令和3年6月22日揭示済)

## 正 誤 表

令和3年7月1日付け奈良市公報第51号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第20号に掲載	令和4年奈良市公報号外第9号に掲載

令和3年7月16日付け奈良市公報第52号

ページ	誤	正
1から3まで	奈良市公報号外第20号に掲載	令和4年奈良市公報号外第9号に掲載